

情報解禁：平成18年9月1日0時以降

平成18年8月31日

国土交通省 山国川河川事務所

記者発表資料

山国川水系河川整備基本方針の策定について

国土交通省では、山国川水系について、治水・利水・環境の面から総合的な保全と利用を図るため、この度、平成18年7月31日に開催された『社会資本整備審議会河川分科会（第20回）』において、河川整備の基本となるべき事項を掲載した『山国川水系河川整備基本方針（以下「整備方針」と言う。）』が承認され、平成18年9月1日策定の運びとなりました。

このため、本日、平成18年8月31日、記者発表いたします。

今後は、この整備方針に基づき、当面の20～30年間の整備目標と具体的な整備内容を盛り込んだ『山国川水系河川整備計画（以下「整備計画」と言う。）』の策定作業に着手します。

なお、この整備計画の策定にあたっては、学識経験を有する方々からの意見聴取や地域住民からの意見反映に努めていく予定です。

【添付資料】

- ・山国川水系河川整備基本方針の概要
- ・山国川流域図
- ・山国川水系河川整備基本方針

【参考添付資料】

- ・河川法の改正について
- ・新しい河川整備の計画制度

<問い合わせ先>

・国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所
調査課長 東 和彦（ひがし かずひこ）
電話：0979－24－0571、FAX：0979－24－1985

1、整備方針の策定経緯

平成18年7月31日開催の『社会資本整備審議会河川分科会（第20回）』で、河川法第16条第3項に基づいた整備方針が審議されました。

なお、この整備方針は、平成18年6月14日付けで国土交通大臣から『社会資本整備審議会』の会長へ意見を求めていたものです。

この『社会資本整備審議会』では、本審議を『河川分科会』に付託し、これまで『河川整備基本方針検討小委員会』において2回の審議がなされ、今回の『河川分科会』をもって審議が終了し、整備方針が策定されました。

2、整備方針の概要

整備方針は、山国川水系における治水、利水、環境等の長期的な方針を総合的に定めたものです。

その内容は、今までの『山国川工事実施基本計画（以下、「工実」という）』で記述されていなかった河川環境の整備や保全等に対する考え方を明らかにしています。

【治水】

○治水計画規模は、今までの工実同様、100年に1回の洪水規模です。

○基準地点の下唐原において、「基本高水流量」が4,800 m³/s、「計画高水流量」が4,300 m³/sです。

なお、「基本高水流量」は、ダム等による洪水調節前の流量であり、「計画高水流量」は、洪水調節後の流量のことです。

この「計画高水流量」が、河道計画における基本の流量となります。

【利水】

○生活に必要な水道用水や農業用水等の流量確保と共に、河川環境の保全に必要な流量確保に努めます。

【河川環境】

○良好な河川景観や豊かな自然環境を保全するため、地域住民と連携した川づくりを推進します。

○人と河川の豊かなふれあいの場を創造するため、多様な住民ニーズを的確に把握すると共に、自然環境との調和や適正な河川利用に努めます。

○地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進するため、山国川学習館等を活用し、河川情報を地域住民と幅広く共有化します。

【参考資料】

○河川法（昭和39年法律第167号）（抄）

（河川整備基本方針）

第16条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

2. 河川整備基本方針は、水害発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土総合開発計画との調整を図って、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。
3. 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。
4. 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。
5. 河川管理者は、河川整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
6. 前3項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。

（河川整備計画）

第16条の2

河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

2. 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。
3. 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
4. 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
5. 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。
6. 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅延なく、これを公表しなければならない。
7. 第3項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

＜山国川水系河川整備基本方針の概要＞

●^{やまくにがわ}山国川水系 （流域面積：540km²、幹線流路延長：56km）

山国川は、その源を大分県中津市山国町英彦山（標高1,200m）に発し、同市山国町、耶馬溪町を貫流し、山移^{やまうつり}川・跡田^{あとだ}川等を合わせ、中津平野に出て、友枝^{ともえだ}川・黒川等を合わせ、山国橋下流で中津川を分派し周防灘^{すおうなだ}に注ぐ。

流域の下流部には、大分県北部の中心都市であり福岡県と大分県を結ぶＪＲ日豊線や国道１０号等の交通の要衝である中津市が位置し、人口や資産が集積している。また、中上流部には景勝地「耶馬溪」を生かした観光地が点在しており、これらの沿川地域を洪水から防御するため、既設耶馬溪ダムによる洪水調節を行うとともに、山国川の豊かな自然環境に配慮しながら、堤防の新設、拡築、河道掘削等の必要な対策を行うことにより、計画規模の洪水を安全に流下させる。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、耶馬溪ダムによる供給を行うとともに、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、水利使用者相互間の水融通の円滑化などを推進する。また、河川環境の整備と保全に関しては、山国川と流域の人々との歴史的文化的なつながりを踏まえ、山国川の美しい流れとその周辺の奇岩・秀峰が織りなす良好な河川景観の保全を図るとともに、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。

（基本高水のピーク流量及び計画高水流量）

基本高水のピーク流量は、既定の工事实施基本計画と同様に基準点下唐原で4,800m³／sとし、河道と洪水調節施設への配分についても工事实施基本計画と同様にそれぞれ、4,300m³／s、500m³／sとした。

一級河川 山国川流域図

0 5 10km

位置図

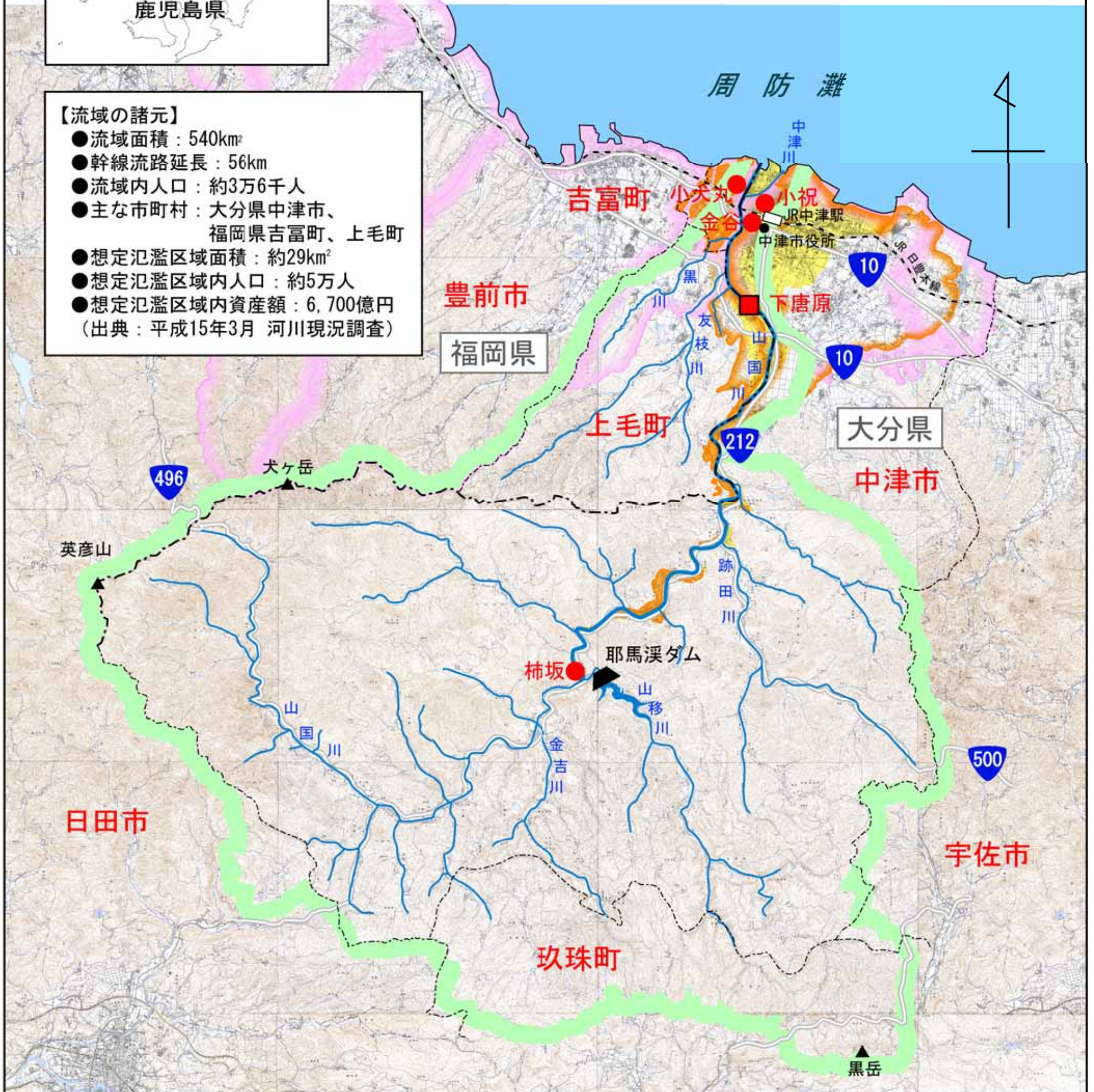


凡 例

	山国川流域		基準地点
	上水給水区域		主要地点
	かんがい区域		県境
	想定氾濫区域		市町界
	既設ダム		鉄道（JR線）
			国道

【流域の諸元】

- 流域面積：540km²
- 幹線流路延長：56km
- 流域内人口：約3万6千人
- 主な市町村：大分県中津市、福岡県吉富町、上毛町
- 想定氾濫区域面積：約29km²
- 想定氾濫区域内人口：約5万人
- 想定氾濫区域内資産額：6,700億円
(出典：平成15年3月 河川現況調査)



山国川水系河川整備基本方針

平成 18 年 9 月

国土交通省河川局

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 流域及び河川の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	4
ア 災害の発生防止又は軽減	4
イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	5
ウ 河川環境の整備と保全	6
2. 河川の整備の基本となるべき事項	8
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	8
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	9
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形 に係る川幅に関する事項	10
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持 するため必要な流量に関する事項	11
(参考図) 山国川水系図	巻末

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

山国川は、その源を大分県中津市山国町英彦山（標高1,200m）に発し、同市山国町、耶馬溪町を貫流し、山移川・跡田川等の支川を合わせ、同市三光土田にて中津平野に出て、友枝川・黒川等を合わせ、山国橋下流で中津川を分派して周防灘に注ぐ、幹川流路延長56km、流域面積540km²の一級河川である。また、跡田川合流後は大分・福岡両県の境に位置している。

その流域は、中津市をはじめとする3市3町からなり、流域の土地利用は、山地等が約91%、水田や畑地等の農地が約7%、宅地等の市街地が約2%となっている。

流域内には、景勝地「耶馬溪」を生かした観光産業が重要な位置を占めており、多くの観光客が訪れる大分県の代表的な観光地である。また、山国川は、大分県北部の中心都市中津市を貫流し、沿川には、福岡県と大分県を結ぶJR日豊本線、国道10号、212号等の基幹交通施設が存在し、交通の要衝となるなど、この地域における社会・経済・文化の基盤を成すとともに、豊かな自然環境に恵まれていることから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。

山国川流域は英彦山をはじめ犬ヶ岳、黒岳等の山地に囲まれ、耶馬日田英彦山国定公園及び名勝耶馬溪に指定を受けた景勝地の一部が流域に位置している。山国川の上流部や山移川・津民川の一帯には、河川沿いに河岸段丘が分布する細長い谷底平野が形成され、その河床勾配は、上中流部で1/200以上、下流部でも1/500～1/1,000程度と急勾配となっている。

流域の地質は、上中流部は後期新生代の火山性岩石が広く分布しており、中でも耶馬溪層は凝灰角礫岩を主とする火山性砕屑岩からなり、河川沿いに分布し、競秀峰に代表される侵食地形を形成している。下流部は、中津層と呼ばれる礫層・火山砂層の開析扇状地で、中津平野を形成している。

流域の気候は、上流域が山地型、下流域が準日本海型の気候区に属し、平均年間降水量は、平野部の中津で約1,500mm、山地部の耶馬溪で約1,900mmであり、降水量の大

部分は梅雨期と台風期に集中している。

源流域や上流部の山地は、稜線一帯に発達したブナ林やヒノキ林等の天然林、溪谷にシオジ林等が見られる。河岸は崖状の所が多く、アラカシ林やシイ・カシ^{ほうが}萌芽林で覆われた溪畔林が見られ、カワセミ、カワガラス等の鳥類、タカハヤ、カワヨシノボリ等の魚類が生息している。

山移川合流点から三光土田^{さんこうつちだ}付近の中流部は、河床は岩塊や玉石からなり、瀬と淵が交互に現れ、水辺にはネコヤナギの群落、河岸にはエノキ、ムクノキ等の河畔林やキシツツジの生育も見られる。砂礫河原にはシギ、チドリ類の鳥類が、水域には、アユ、オヤニラミ、アカザ等が生息している。特に、青の洞門周辺はオシドリ等のカモ類の越冬地となっている。

三光土田^{さんこうつちだ}から河口までの下流部は、河床は礫から砂礫、砂へと変化し、水辺にはヤナギ類の河畔林やヨシ・ツルヨシ等、陸域ではオギの分布が見られ、春から夏にかけては、オオヨシキリ、カワセミ、サギ類等が生息している。また、水域にはオイカワ、ウグイ、タナゴ類等が生息し、平成大堰下流等の瀬はアユの産卵場となっている。

下宮永堰下流は感潮区間で、汽水・海水性のサッパ、コノシロ、トビハゼ等が生息している。山国川を分派した中津川の河口付近には、ハマサジ、フクド等の塩生植物が生育し、冬季にはマガモ、ヨシガモ等のカモ類が多く越冬している。

また、河口干潟にはハクセンシオマネキ、アオギス等も生息し、特に中津川河口干潟にはカブトガニが生息している。

大井手堰より上流は、『名勝耶馬溪山国川筋の景』に指定されており、兎跳び岩^{うさぎと}、蕨野^{わらびの}の滝、鮎^{あゆがえ}返りの滝等の奇岩、瀑布が点在し、美しい河川景観を呈している。さらに、河川周辺には、中津城、青の洞門、競秀峰等の景勝地が点在している。

山国川の治水対策の歴史は古く、洪水の度に氾濫し流路を変えて流れていたものを、藩政時代に細川忠興により堤防が築造され、山国川、中津川に分派する現在の河川形状となった。山国川の本格的な治水事業は、昭和19年9月洪水を契機として、昭和23年から国の直轄事業に着手し、下唐原^{しもとうばる}地点における計画高水流量を3,100m³/sとし、河口から旧大平村^{たいへい}（現在の上毛町）の区間並びに中津川及び黒川の主要な区間に築堤・護岸等の整備を実施した。

昭和41年には一級河川の指定に伴い、従前の計画を踏襲する工事实施基本計画を策定した。

その後、流域の開発等を踏まえ、昭和43年に、基準地点下唐原における基本高水のピーク流量を $4,800\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち洪水調節施設により $500\text{m}^3/\text{s}$ を洪水調節して、計画高水流量を $4,300\text{m}^3/\text{s}$ とする工事实施基本計画を策定した。この計画に基づき、昭和60年には山移川に耶馬溪ダムを完成させるとともに、平成大堰（平成2年完成）等の整備を実施した。昭和63年には直轄管理区間を約12km延伸した。

その後、平成5年9月洪水等により浸水被害が発生したことから、青地区改修等の事業を進めている。

砂防事業については、山国川上流及び支川において大分県が昭和24年から砂防堰堤等を整備している。

河川水の利用については、農業用水として約3,500haの農地でかんがい利用され、水道用水としては中津市、北九州市、京築地区で、工業用水としては吉富町内で利用されている。また、水力発電として耶馬溪発電所による最大出力約1,700kWの電力供給が行われている。

山国川の過去50年間（昭和29年～平成15年）の下唐原地点における、概ね10年に1回程度の規模の渇水流量は $0.03\text{m}^3/\text{s}$ である。耶馬溪ダム完成（昭和60年）後は流況が改善されているが、近年では平成6年、10年、14年、17年に取水制限が行われている。

水質については、河口から上流にわたりA類型及びAA類型に指定され、いずれの地点も環境基準をほぼ満足しており、良好な水質を維持している。

河川の利用については、下流部の堤防や高水敷は、散策、スポーツ、花火大会、祭り等のイベント会場として活用され、下宮永堰や平成大堰の湛水域では釣りが、中津川河口部の干潟では潮干狩りが盛んである。上中流部はアユ釣り、水遊び、河川プール等に利用されている。また、山国川河川沿いには旧耶馬溪鉄道跡地を利用した「メイプル耶馬サイクリングロード」が整備され、山移川上流の耶馬溪ダムの湖面は、各種イベント、レクリエーション等に利用されている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

山国川水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図る。また、自然豊かな河川環境を保全、継承するとともに、名勝耶馬溪や史跡青の洞門・羅漢寺に代表される流域の風土、歴史、文化を踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。

このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害の発生状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史、文化並びに河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業や下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。

治水・利水・環境にわたる健全な水循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備等について、関係機関や地域住民と連携しながら地域一体となって取り組む。

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。また、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、流域における土砂移動に関する調査研究に取り組むとともに、安定した河道の維持に努める。

ア 災害の発生の防止又は軽減

災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、耶馬溪ダムにより洪水調節を行うとともに、山国川の豊かな自然環境に配慮しながら、堤防の新設、拡築、河道掘削等により、河積を増大させ、護岸整備等を実施し、計画規模の洪水を安全に流下させる。なお、河道掘削等による河積の確保や護岸の整備にあたっては、河道の維持、多様な動植物が生息・生育する河岸等の良好な河川環境、河川

の景観等に配慮する。

内水被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施する。

洪水調節施設、堤防、堰、排水機場、樋門等の河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検をきめ細かく実施し河川管理施設及び河道の状態を的確に把握する。維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持するとともに、樋門の遠隔操作化や河川空間監視カメラによる監視の実施等の施設管理の高度化、効率化を図る。なお、内水排除のための施設については、排水先の河川の出水状況等を把握し、適切な運用を行う。山国川流域は、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されていることから、地震・津波対策を図るため、堤防の耐震対策等を講ずる。

河道内の樹木については、樹木阻害による洪水位への影響を十分把握し、河川環境の保全に配慮しつつ、洪水の安全な流下を図るために計画的な伐採等の適正な管理を実施する。

また、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、必要に応じた対策を実施する。

洪水等による被害を極力抑えるため、既往洪水の実績等も踏まえ、洪水予報及び水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。さらに、ハザードマップの作成の支援、地域住民も参加した防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図る。

本川及び支川の整備にあたっては、本川下流部において人口・資産が特に集積していることから、下流市街地部の河積を十分に確保した上で、本川中流部の堤防を新設するなど、本支川及び上下流バランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。

イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、耶馬溪ダムによる供給を行うとともに、関係機関と連携のもと水利用の合理化の推進や耶馬溪ダムの有効活用を調査検討し、都市用水及び農業用水の安定供給や流水の正常な機能を維持するた

め必要な流量の確保に努める。

渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化などを関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。

ウ 河川環境の整備と保全

河川環境の整備と保全に関しては、山国川と流域の人々との歴史的文化的なつながりを踏まえ、山国川の美しい流れとその周辺の奇岩・秀峰が織りなす良好な河川景観の保全を図るとともに、多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。このため、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理をはじめとした河川環境管理の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。

動植物の生息地・生育地の保全については、タカハヤ、カワヨシノボリ等が生息する清流環境の保全、アユ等の生息・産卵場となっている瀬・淵の保全、チドリ類の生息場となっている砂礫河原の保全に努めるとともに、魚類等の縦断的な生息環境の保全に努める。また、汽水域においてハクセンシオマネキ、オオヨシキリ及び塩生植物群落等の多様な動植物が生息・生育する干潟の保全に努める。

良好な景観の維持・形成については、上中流部は名勝耶馬溪の景勝地と調和した河川景観、下流部は歴史・文化との関わりが深い中津城等と調和した河川景観の保全に努める。

人と河川との豊かなふれあいの確保については、流域の人々の生活の基盤や歴史、風土を形成してきた山国川の恵みを活かしつつ、川づくりを通じて大分・福岡県境や上下流の交流を促進する。下流部では高水敷を活かしたスポーツ・レジャー利用や干潟を活かした自然体験学習の場の整備・保全、中流部では湖面や河川敷において人々が快適にレクリエーション等を楽しめる場の整備・保全、上流部ではキャンプや釣りに利用されている河原や溪流の保全を図る。

水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質の保全に努める。

河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理については、動植物の生息・生育環境の保全、景観の保全に十分に配慮するとともに、多様な利用が適正に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和を図る。

また、環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映させる。

地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進する。そのため、山国川学習館等を活用し、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有する。また、河川を中心に活動する市民団体等と協力・連携し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図るとともに、住民参加による清掃活動、河川愛護活動等を推進する。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水は、昭和30年9月洪水、平成16年10月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点下唐原において $4,800\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち流域内の洪水調節施設により $500\text{m}^3/\text{s}$ を調節して河道への配分流量を $4,300\text{m}^3/\text{s}$ とする。

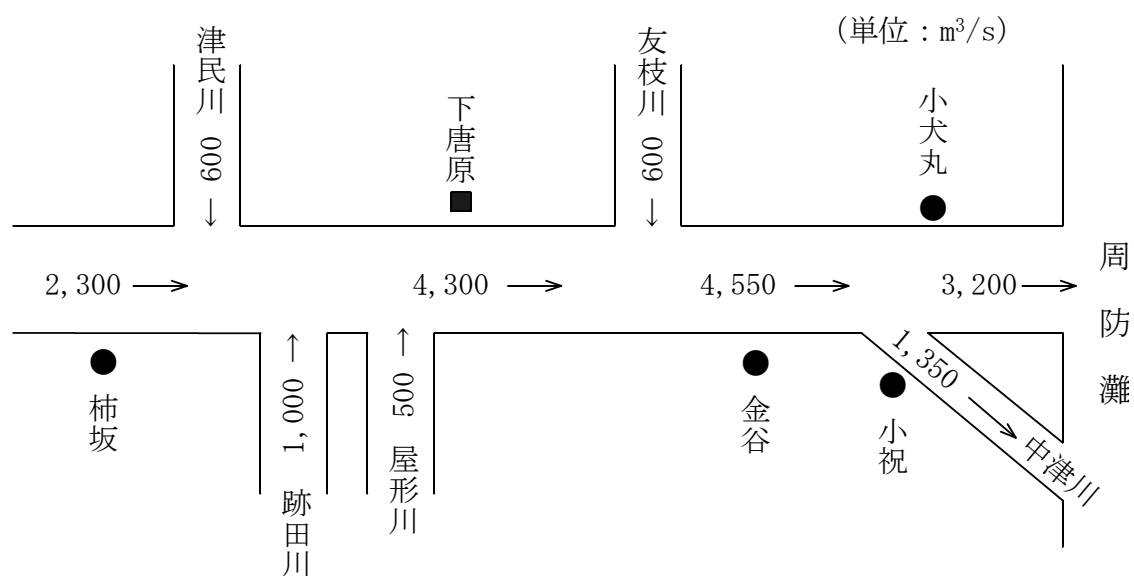
基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設に よる調節流量 (m^3/s)	河道への 配分流量 (m^3/s)
山国川	下唐原	4,800	500	4,300

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、柿坂において $2,300\text{m}^3/\text{s}$ とし、津民川、跡田川、屋形川等からの流入を合わせ、下唐原において $4,300\text{m}^3/\text{s}$ とする。その下流においては、友枝川等からの流入を合わせ、金谷において $4,550\text{m}^3/\text{s}$ とし、そのうち中津川に $1,350\text{m}^3/\text{s}$ を分派し、小犬丸において $3,200\text{m}^3/\text{s}$ とし、その下流は河口まで同流量とする。

山国川計画高水流量図



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点 からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川 幅 (m)
山国川	柿 坂	27.0	115.89	100
	下唐原	5.8	16.21	190
	金 谷	2.2	7.28	240
	小犬丸	1.0	5.09	290
中津川	小 祝	1.0	5.19	150

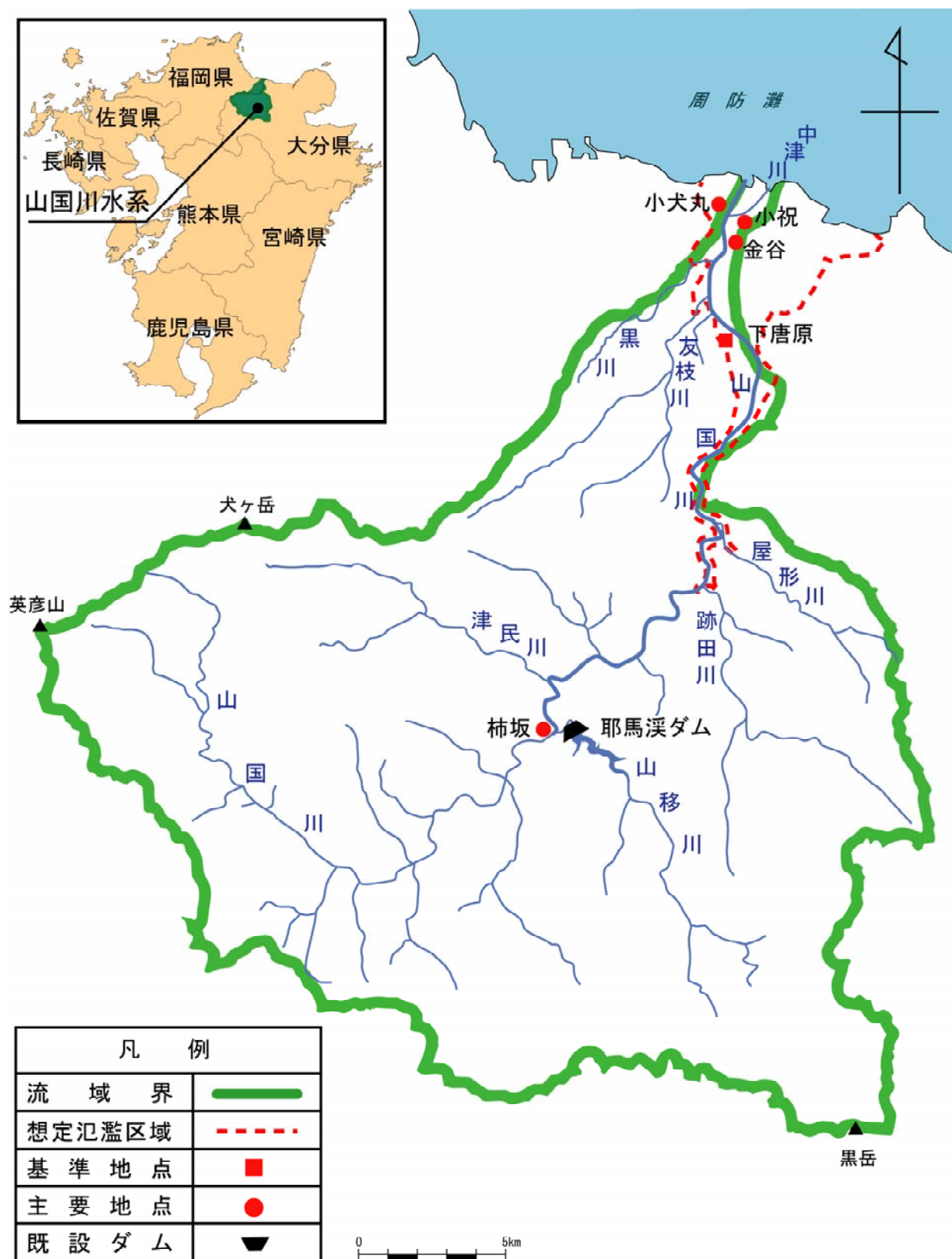
注) T.P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

山国川の下唐原地点から下流における既得水利は、農業用水として $0.425\text{m}^3/\text{s}$ 、水道用水として $1.003\text{m}^3/\text{s}$ 、工業用水として $0.150\text{m}^3/\text{s}$ の合計 $1.578\text{m}^3/\text{s}$ の許可水利がある。これに対し、下唐原地点における過去50年間（昭和29年～平成15年）の平均低水流量は約 $3.40\text{m}^3/\text{s}$ 、平均渇水流量は約 $0.85\text{m}^3/\text{s}$ である。

下唐原地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、動植物の保護等を考慮し、概ね $2\text{m}^3/\text{s}$ とする。

なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。



(参考図) 山国川水系図

■河川法の改正について

河川法改正の流れ

明治29年(1896年)

近代河川法の誕生

治水

昭和39年(1964年)

治水・利水の体系的な制度の整備

- ・水系一貫管理制度の導入
- ・利水関係規定の整備

治水 + 利水

平成9年(1997年)

治水・利水・環境の総合的な河川制度の整備

- ・河川環境の整備と保全
- ・地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入

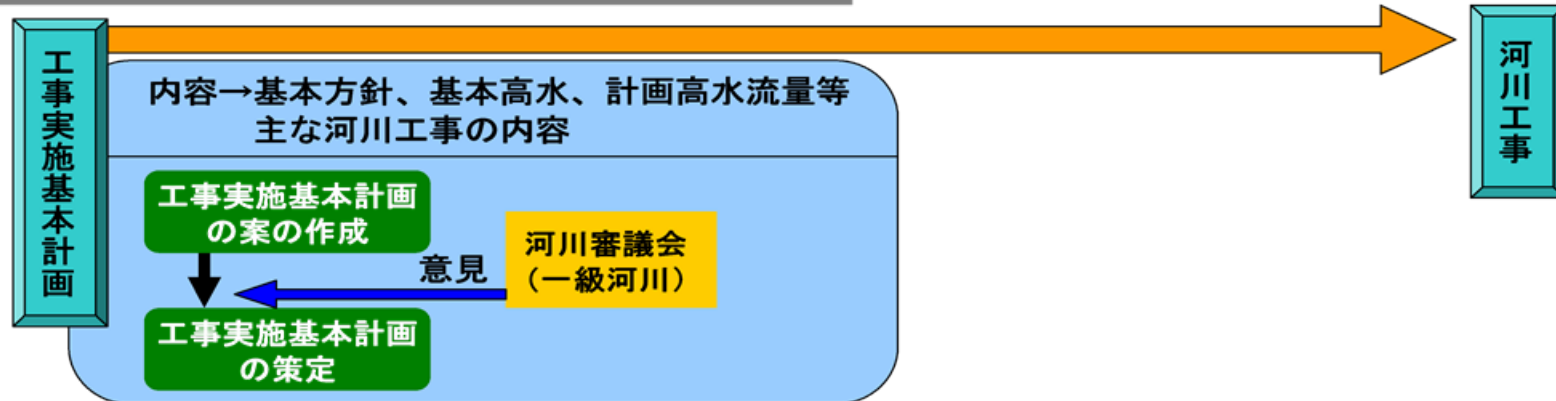


■新しい河川整備の計画制度

参考資料

新しい河川整備の計画制度

旧制度



新制度

